



福岡県医発第2287号(地)
平成21年 2月 5日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構による医療貸付事業における
経営安定化資金の取扱いについて

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

さて、福祉医療機構による「物価高騰に伴う経営安定化資金」については、平成20年11月7日付け福岡県医発第1674号(地)にてご通知申し上げておりましたが、昨今の金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等による医療経営環境の状況を踏まえ、今般、下記のとおり本資金の名称が変更されるとともに適用範囲が改正されることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【名 称】

(現 行)「物価高騰に伴う経営安定化資金」

(改正後)「経営環境変化に伴う経営安定化資金」

【適用範囲】

(現 行) 物価高騰の影響を受けている病院、診療所及び老人保健施設

(改正後) 経済情勢の悪化による経営環境の変化により影響を受けている病院、診療所及び老人保健施設

- ・経済情勢の悪化により経営に影響を受けている場合
- ・金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難をきたしている場合など

【融資制度概要】

別紙参照



事務連絡
平成 21 年 1 月 29 日

都道府県医師会事務局
医業経営担当者 殿

日本医師会
年金・税制課

独立行政法人福祉医療機構による医療貸付事業における
経営安定化資金の取扱いについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社業務につき格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人福祉医療機構が、金融危機による民間金融機関の融資縮小に対応するため、従来の「物価高騰に伴う経営安定化資金」（10月28日付年税36号「独立行政法人福祉医療機構による医療貸付事業における経営安定化資金について」）を設けたことは既にお知らせの通りです。この度、上記「物価高騰に伴う経営安定化資金」について、「経営環境変化に伴う経営安定化資金」に改変し、さらに、医療機関が融資を受けやすくするため、下記を含む変更を別添の通り行う旨の連絡がありましたのでご案内いたします。

敬具

記

【名称】

物価高騰に伴う経営安定化資金 → 経営環境変化に伴う経営安定化資金
に名称変更。

【適用範囲】

（現 行）物価高騰の影響を受けている病院、診療所及び老人保健施設

（改正後）経済情勢の悪化による経営環境の変化により影響を受けている病院、診療所及び老人保健施設

【その他】別紙参照

以上



事 務 連 絡

平成 21 年 1 月 23 日

各 都道府県医務所管部（局）
各 都道府県介護老人保健施設主管部（局）
各 関係団体

御中

独立行政法人福祉医療機構
医 療 貸 付 部

医療貸付事業における経営安定化資金の取扱いについて

標記について、別添の取扱いとしたのでお知らせいたします。また、関係者への周知及び指導方よろしくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部医療業務課（三国）

TEL : 03-3438-9293 FAX : 03-3438-0659

HP : <http://www.wam.go.jp/wam/>

医療貸付事業における経営安定化資金の取扱いについて

1 「物価高騰に伴う経営安定化資金」について

当機構においては、政府・与党が打ち出した「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日）の一環として、医療提供体制の確保の観点から、原油や食料価格の高騰の影響を受けている医療関係機関に対して、融資条件の優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた経営安定化資金（物価高騰に伴う経営安定化資金）により、長期運転資金の融資を行ってきたところである。

2 本資金の名称変更及び適用範囲について

本資金については、物価高騰の影響が燃料費、給食材料費等直接的に関連している経費だけでなく経営全般に及ぼすものであるから、幅広く適用しているところではあるが、昨今の金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等による医療経営環境の状況を踏まえ、以下のとおり名称を変更するとともに、適用範囲を明確化することとする。

【名 称】

（現 行）「物価高騰に伴う経営安定化資金」



（改正後）「経営環境変化に伴う経営安定化資金」

【適用範囲】

（現行）

○物価高騰の影響を受けている病院、診療所及び老人保健施設



（改正後）

○経済情勢の悪化による経営環境の変化により影響を受けている病院、診療所及び老人保健施設

- ・ 経済情勢の悪化により経営に影響を受けている場合
- ・ 金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難をきたしている場合 など

3 融資制度概要

別紙参照

○経営環境変化に伴う経営安定化資金の制度概要

区 分	通常の経営安定化資金	経営環境変化に伴う経営安定化資金
資金の名称	経営安定化資金	経営環境変化に伴う経営安定化資金※ (※物価高騰に伴う経営安定化資金から変更)
貸付対象となる施設 及び資金用途	1 病院 ・制度改正及び金融環境の変化に伴う経営悪化等への 対応のために必要な資金 2 診療所及び老人保健施設 ・慢性的な経営悪化状態又は一時的な特殊要因により 生じた資金不足を解消するために必要な資金 等	経済情勢の悪化による経営環境の変化により一時的に資金が 不足している病院、介護老人保健施設、診療所の経営安定化を 図るために必要な資金 ・経済情勢の悪化により経営に影響を受けている場合 ・金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難をきたし ている場合 等 (適用にあたっては、個々の状況等を勘案し柔軟に対応する。)
限度額	病院、介護老人保健施設：1億円以内 診療所：4,000万円以内	同左
金 利	2.0% (平成21年1月23日現在)	<u>1.5%</u> (平成21年1月23日現在)：最優遇金利
償還期間	原則5年以内 (うち据置期間1年以内)	<u>7年以内</u> (うち据置期間1年以内)
担 保	原則不動産担保の提供が必要 ただし、1,000万円までは無担保融資可能	原則不動産担保の提供が必要 ただし、 ・1,000万円までは無担保融資可能 ・ <u>不動産担保が無い場合は診療報酬債権等のみの担保でも可能</u>
保証人	法人代表者を含め2名以上 (個人の診療所は1名以上) ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証 人は不可	同左
経営診断	機構が行う経営診断を受けることが必要	同左
適用期間	通常メニュー	平成22年3月末まで

経営環境変化に伴う経営安定化資金について

運転資金融資のご案内

経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている病院、診療所および介護老人保健施設の経営の安定化を図るための長期運転資金をご融資する制度です。

ご利用いただける方

病院、診療所および介護老人保健施設を開設されている方で、次のような状況により施設の運転資金にお困りの方

- ・ 経済情勢の悪化により経営に影響を受けている場合
- ・ 金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難を来している場合 等

ご融資の条件

融 資 額	病院、介護老人保健施設は1億円以内、診療所は4,000万円以内 (ただし、担保価額の範囲内の額)
融 資 利 率	年1.5%(平成21年1月23日現在)
融 資 期 間	7年以内(うち据置期間1年以内)
償 還 方 法	毎月償還(元金均等)
担 保	原則不動産担保の提供が必要となります。 〔1,000万円までは無担保融資可能 不動産担保が無い場合は診療報酬償権等のみの担保でも可能〕
保 証 人	法人代表者を含め2名以上(個人の診療所は1名以上) (ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証人は不可)
そ の 他	機構で行う経営診断を受けていただきます。

お問い合わせ・申込先

詳細につきましては、こちらにご照会ください。

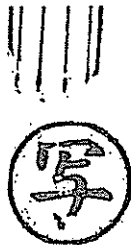
○開設地が東日本(北海道～三重県)の場合

東京本部 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス9階 医療貸付部医療審査課 TEL03-3438-9937 / FAX 03-3438-0659

○開設地が西日本(福井県～鹿児島県)の場合

大阪支店 大阪市中央区南本町3-6-14 イトウビル3階 医療審査課 TEL 06-6252-0219 / FAX 06-6252-0240





医業第1021002号

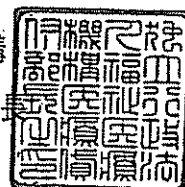
平成20年10月21日

各 都道府県医務主管部(局)長
各 都道府県介護老人保健施設主管部(局)長
各 関 係 団 体 の 長

} 殿

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部長



医療貸付事業における経営安定化資金の取扱い及び
建設費高騰への対応について

医療貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、政府・与党においては、原油や食糧価格の高騰による物価高や景気減速を受けて「安心実現のための緊急総合対策」を打ち出し、中小企業の支援や国民の生活への不安の解消をするために、緊急度や必要な手続きを踏まえながら様々な施策を段階的に実施しているところです。この取り組みの一環として、当機構においては、物価高騰の影響により一時的に資金不足が生じている医療関連施設に対して、融資条件の優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた経営安定化資金により対応いたします。

また、昨今の建築資材の高騰等を受け、医療関連施設の建設費が当初の予定額を大きく上回る事態が少なからず発生し事業の推進に支障をきたしているとの指摘が寄せられています。こうした事態に対応するため、医療関連施設における建築資金の融資については、弾力的な取扱いを行うこととします。

融資の取扱いについては別紙のとおりとなっておりますので、貴職におかれましてはご了知の上、関係者への周知及び指導方よろしくお願い申し上げます。

1. 物価高騰に伴う経営安定化資金の取扱いについて

(1) 貸付対象及び資金使途

物価高騰により経営に必要な資金が一時的に不足している病院、診療所及び介護老人保健施設の経営の安定化を図るために必要な運転資金を融資いたします。

(2) 融資の条件

融 資 額	病院、介護老人保健施設は1億円以内、診療所は4,000万円以内 (ただし、担保価額の範囲内の額)
貸付金利	1. 7% (平成20年10月21日現在)
融資期間	7年以内 (うち据置期間1年以内)
担 保	必要に応じて提供していただきます。
保 証 人	法人代表者を含め2名以上 (個人の診療所は1名以上) (ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証人は不可)
そ の 他	機構で行う経営診断を受けていただきます。

※貸付金利については、最優遇金利 (財政投融资資金借入金利と同率) を適用いたします。

(3) 審査及び適用期間

本融資については、個別案件の状況により融資できないケースもあります。
なお、適用期間は、原則平成22年3月末までとします。

2. 建設費高騰への対応について

(1) 標準建設費の弾力化

融資額を算出する際に用いる標準建設費については、昨今の建設費の動向を勘案し個別案件の状況に応じて弾力的に対応いたします。

なお、既に当機構に融資申請しているもの (受理済案件) についても同様に対応いたします。

(2) 貸付内定済案件についての融資額の見直し

既に貸付内定済となっている案件についても、個別案件の状況に応じて、貸付予定額を見直し増額して契約することを検討いたします。

なお、この措置は当然のことながら償還計画が成り立つことが前提でありますので為念申し添えます。